

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年4月2日号



「公開会社」と「非公開会社」の違い

公開会社とは、株式の譲渡について制限を設けていない会社です。

非公開会社とは、発行する全株式について譲渡制限をしている会社です。



なぜ2種類あるんですか？

株式とは、そもそも譲渡が自由にできるというのが原則です。ですが

それでは**好ましくない人が会社の経営に参画してくる可能性**があるため、**会社の選択により譲渡を制限**することができます。



※具体的には、譲渡に**取締役会の承認**を必要とする旨等の制限を付けます。



公開会社と非公開会社、どちらが多いんですか？

上場会社以外のほとんどの会社は



非公開会社です。

しかし歴史のある会社さんでは
設立当時の法律の規定の関係で上場会社でなくとも、
譲渡制限の定めがない場合があります。



譲渡制限をしているか、どうやったら判断できますか？

自社の登記簿を見て、「**株式の譲渡制限に関する規定**

という欄がなければ譲渡制限の定めがないと考えられます。

思いがけず株式が譲渡されることもありますから、ご注意ください。



会社の登記についてのご相談はF & Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

香川県 こんどう様

誠実な事務所です。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F & Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

